

「岩手県沿岸地域における若手人材確保に向けた勉強会及びフェア」

企画・運営管理業務

企画コンペ実施要領

令和5年5月

岩手県沿岸広域振興局

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「「岩手県沿岸地域における若手人材確保に向けた勉強会及びフェア」企画・運営管理業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものです。

1 本業務の概要

(1) 業務件名及び数量

「岩手県沿岸地域における若手人材確保に向けた勉強会及びフェア」企画・運営管理業務一式

(2) 募集する企画提案の内容

資料2「業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月1日（金）まで

(4) 委託予定額

1,936千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、県から参加資格の確認を受けた者とします。

なお、複数の者による共同提案も認めますが、その場合、構成する者のいずれもが参加要件を満たす者であることとします。（単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできません。）

また、共同提案する場合は代表者を定め、たうえで企画コンペに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とします。

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に迅速かつ円滑に対応できる体制を整えていること
- (2) 直近5カ年の間に、イベントの企画・作成事業を国、都道府県、市町村又は独立行政法人等から受託して実施した実績があること
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること
- (6) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと

※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること

- (8) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること
- (9) 「2(8)」までの期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること
- (10) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと

3 企画コンペ手続き等に関する事項

(1) 担当課

〒026-0043 岩手県釜石市新町 6 番 50 号

岩手県沿岸広域振興局経営企画部産業振興室

TEL:0193-25-2718 FAX:0193-23-3472 E-mail:BI0001@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※トップページ (<http://www.pref.iwate.jp/>) → 「入札・コンペ・公募情報」

【交付資料】

- 資料 1 企画コンペ実施要領（本書）
- 資料 2 業務仕様書
- 資料 3 企画提案書作成要領
- 資料 4 企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、次により受け付けます。

ア 受付期間 令和 5 年 5 月 29 日（月）午後 5 時まで

イ 受付場所 上記「3(1) 担当課」に同じ。

ウ 提出方法 【様式 1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入のうえ、原則、電子メールにより提出すること。

エ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめ、岩手県公式ホームページに掲載します。

オ 回答期日 令和 5 年 6 月 2 日（金）

(4) 参加届出書類の提出

参加者は、参加届出書類を以下のとおり提出してください。

ア 提出書類

様式 2 企画コンペ参加届出書

様式 3 会社概要及び過去 5 年間の類似事業の主な受注等実績

イ 提出期限 令和5年6月9日（金）午後5時〔必着〕

ウ 提出先及び提出方法

- ・ 上記「3(1) 担当課」まで持参又は郵送により提出すること。
- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に直接提出すること。
- ・ 郵送の場合は、「3(4)イ 提出期限」までに必着のこと。

エ 留意事項

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者は、企画コンペに参加することができないものとして扱います。
- ・ 資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、企画コンペ参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とすることがあります。
- ・ 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めません。
- ・ 提案に係る費用の総額は、上記「1(4) 委託予定額」を超えないものとします。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記「4 委託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画コンペ審査日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとします。

(6) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を以下のとおり提出するものとします。

ア 提出書類

資料3「企画提案書作成要領」で定める書類

イ 提出期限 令和5年6月16日（金）午後5時〔必着〕

ウ 提出先及び提出方法

- ・ 上記「3(1) 担当課」まで持参又は郵送により提出すること。
- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に直接提出すること。
- ・ 郵送の場合は、封筒表に「企画コンペ提案書等在中」の旨を朱書きし、「3(6)イ 提出期限」までに必着のこと。

エ 留意事項

- ・ 参加者1者につき1提案とします。
- ・ 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めません。
- ・ 提案に係る費用の総額は、上記「1(4) 委託予定額」を超えないものとします。

(7) 企画提案の無効

上記「3(4)エ 留意事項」により参加資格が認められなかった者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とします。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他企画コンペに関する条件に違反した提案

(8) 企画コンペ参加の辞退

ア コンペ参加予定者が、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画コンペ

審査に参加しない場合は、審査日の前日までに、【様式4】「企画コンペ参加辞退届」を、上記「3(1) 担当課」まで持参又は郵送により申し出てください(必着のこと)。
イ 「3(8)ア」によりコンペに参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはありません。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料4「企画提案審査要領」に基づき、審査委員会において行うものとします。

なお、企画提案書等の内容が、上記「1(4) 委託予定額」の上限額を超えた場合は、審査の対象とはしないものとします。

(2) 審査委員会の開催(予定)

ア 開催日時・場所 令和5年6月下旬 岩手県釜石地区合同庁舎会議室

- ・ 日時及び場所については、開催時期が変更となる場合があることから、参加者に対し別途、個別に通知します。

イ 開催方法等

- ・ 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行うものとします。なお、追加資料等の提出は認めないものとします。
- ・ プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びビデオ等の機材を使用する場合は事前に連絡することとし、この場合の機材は、参加者の持込を原則とします。
- ・ プレゼンテーションの順番は、上記「3(4) 参加届出書類の提出」に掲げる書類の受付順とします。
- ・ プレゼンテーションの時間は1者当たり30分(事前準備5分、説明15分、質問10分)を予定しています(ただし、都合により、1者あたりのプレゼンテーションの時間を変更する場合があります)。
- ・ 参加者が4者を超える場合には、審査委員会において、企画提案書等による審査(以下「一次審査」という。)を実施し、上位と評された4者により、審査委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものとします。なお、参加者が4者以下であった場合には、一次審査は行わないこととします。また、一次審査により上位4者に入らなかった者に対しては、文書により郵送で通知します。

(3) 受託候補者の決定

ア 県は、審査委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定するものとします。受託候補者との委託契約締結に当たっては、企画提案書等の内容をただちに契約内容とするものではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとします。

イ 審査結果は、受託候補者決定後、速やかに参加者に郵送により書面で通知するものとします。

ウ 「4(3)ア」の契約内容についての協議・調整の結果、双方が合意に至らないものと県が認めた場合は、県は次点の者と契約の交渉を行うものとします。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 岩手県会計規則(平成4年岩手県規則第21号)に基づき判断します。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとします。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがあります。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表します。

6 公正な企画コンペの確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならないものとします。

(2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならないものとします。

(3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならないものとします。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと判断されるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が県に提出した書類(以下「提出書類」という。)に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属します。

イ 提出書類は返却しません。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。

(2) 企画コンペ参加に要する経費

企画コンペの参加に要する経費は、すべて参加者が負担するものとします。

(3) コンペスケジュール (予定)

| | |
|----------|-----------------|
| 5月19日(金) | 公告 |
| 5月29日(月) | 質問票の提出期限 |
| 6月2日(金) | 質問に対する回答期限 |
| 6月9日(金) | 企画コンペ参加届出書の提出期限 |
| 6月16日(金) | 企画提案書等の提出期限 |
| 6月下旬 | 企画提案審査 |
| 7月上旬 | 企画提案審査結果の通知 |
| 7月中旬 | 契約締結 |